

公益財団法人射水市体育協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人射水市体育協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県射水市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツの普及・振興に関する事業を行い、競技力の向上とスポーツ精神の高揚を図り、市民の体力の向上と明朗で活発な体育文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技力の向上に関する事業の推進及び調査・研究
- (2) 市民の体力向上を図るための調査・研究
- (3) 競技会、講習会等体育・スポーツに関する各種行事の開催
- (4) 体育・スポーツ団体の強化育成と相互の連絡
- (5) 体育・スポーツ指導者の養成と研修
- (6) スポーツに関する広報活動
- (7) 体育・スポーツ功労者の表彰
- (8) 体育・スポーツ施設の管理・運営
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、射水市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 補助金及び負担金

- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種類別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立の際、基本財産として指定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 この法人は基本財産について、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由によりその全部もしくは一部を処分又は担保に供する場合は、理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を経た上で、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第9条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第10条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(経費の支弁)

第11条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(特別会計)

第14条 この法人は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(事業報告及び決算)

第15条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項各号に掲げる書類は毎事業年度終了後3カ月以内に行政庁へ提出しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第16条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第4

8条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 加盟団体

(加盟団体)

第17条 この法人は、射水市内の体育団体及びこの法人の目的に賛同し、協力する団体をもって組織する。

(加盟)

第18条 この法人に加盟しようとする団体は、理事会及び評議員会の決議を得て、加盟することができる。

(脱退等)

第19条 この法人の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

2 会長は、加盟団体として不適当と認めたときは、理事会及び評議員会の決議を経て、これを除名することができる。

(負担金)

第20条 この法人の加盟団体は、理事会において定めるところにより負担金を毎年納入しなければならない。

第5章 評議員

(評議員)

第21条 この法人に評議員40名以上50名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第22条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の

財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可をする法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事もしくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第23条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員は再任することができる。

3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

4 評議員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第24条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第6章 評議員会

(構成及び議長)

第25条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(権限)

第26条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 加盟団体の加入、脱退及び除名
- (7) 役員の実任の免除
- (8) 基本財産の処分及び譲り受け
- (9) 残余財産の処分
- (10) 公益認定の取消し等に伴う贈与
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第27条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第28条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(定足数)

第29条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第30条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評

議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 役員解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 加盟団体の除名
- (5) 役員責任の免除
- (6) 基本財産の処分及び譲り受け
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第34条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第31条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事が、評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第33条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には議長のほか、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。
- 3 評議員会の議事録については、評議員会の開催の日から10年間、主たる事務所に備え置かななければならない。

第7章 役員

(役員設置)

第34条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上26名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、若干名を副会長とする。
- 3 理事のうち1名を専務理事とする。
- 4 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第35条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、現在の理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊な関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊な関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第36条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第37条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第38条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 役員は再任することができる。
- 3 任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、退任した役員任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第34条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第39条 役員が、次のいずれかに該当するときは、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の同意により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときには、解任の決議を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第40条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(取引制限)

第41条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することとその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員責任免除)

第42条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く、議決に加わることのできる3分の2以上の同意により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

(顧問及び参与)

第43条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、会長に助言する。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

第44条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第45条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行の監督
 - (2) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
 - (3) 加盟団体の加入、脱退及び除名
 - (4) 専門委員会及び専門部会の設置
 - (5) 基本財産の処分及び譲り受け
 - (6) 長期借入金
 - (7) 役員取引の制限
 - (8) 特別会計の設置
 - (9) 前各号に定めるもののほか、事業計画、収支予算等この法人の業務執行の決定
- 2 前項第5号は、理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を得なければならない。

(開催)

第46条 理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第47条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第48条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席理事の中から互選により定める。

(定足数)

第49条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第50条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第51条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

(報告の省略)

第52条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した時は、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第36条第3項に定める報告には適用しない。

(議事録)

第53条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
3 理事会の議事録については、理事会の開催日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第9章 専門部会及び事務局

(専門部会)

第54条 この法人に、理事会の議決を経て、専門事項を調査及び審議するため専門部会を置くことができる。
2 専門部会は、専門委員をもって構成し、会長がこれを委嘱する。
3 専門部会の名称、目的、組織及び運営、その他の事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。
2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。
4 事務局長及びその他の職員は、有給とする。
5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第56条 この定款は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第22条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係わる定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

(解散)

第57条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第58条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は射水市に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第59条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は射水市に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第60条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は夏野元志、専務理事は米本進とする。

附 則

- 1 変更後の定款は、平成27年5月30日から施行する。